

住民基本台帳ネットワークシステムの構築について

趣旨

- ・ 各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築します。
- ・ 高度情報化社会に対応して、住民の負担軽減・サービス向上、国・地方を通じた行政改革を図ります。

システムの活用

1. 住民基本台帳事務の効率化

- ・ 住民票の写しの広域交付

全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれます。

- ・ 転入転出の特例

窓口に行くのは転入時1回だけですみます。

2. 行政機関(国・地方)への情報提供 (4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等)

- ・ 法令上明確に規定された分野で住所確認、生存確認等に活用
(例) 雇用保険の給付、労災保険の給付、恩給・共済年金の支給、建築士の免許、宅建資格の登録
住民が住民票の写しをとったり、証明を受けに行かなくて済みます。
年金の過払防止等、行政運営の簡素化・効率化に役立ちます。

3. 住民基本台帳カード

本人の申請により、市町村がカード交付

- ・ 1の手続などに活用
- ・ 福祉カード、印鑑登録カード、施設利用カードなど条例で定める機能を追加できます。
- ・ 写真を貼って身分証明書としても活用可能です。
- ・ なりすまし転出等の不正行為もカードで防止できます。

今後の活用

e-Japan重点計画に基づく
電子政府・電子自治体の基盤のために

- ・ 公的個人認証サービス(平成15年度から運用開始予定)に活用します。
- ・ 申請・届出等手続のオンライン化に際し、住民票の写しの添付に代えて、本人確認情報を提供します。

4情報と住民票コード等を
「本人確認情報」と総称します。